

## 役員給与規程改正のポイント（平成17年12月1日施行関係）

◎ 俸給月額が0.36%の減額となる。

法人名	現 行	改 正 後
国立公文書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 常勤役員の俸給月額 館長 1,069,000円 理事 843,000円</li> <li>○ 非常勤役員手当の月額 監事 321,000円 館長が指定する監事 345,000円 理事 482,000円</li> <li>○ 期末特別手当(12月)における期別支給割合 100分の170</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 常勤役員の俸給月額 館長 <u>1,065,000円</u> 理事 <u>840,000円</u></li> <li>○ 非常勤役員手当の月額 監事 <u>320,000円</u> 館長が指定する監事 <u>344,000円</u> 理事 <u>480,000円</u></li> <li>○ 期末特別手当(12月)における期別支給割合 <u>100分の175</u></li> <li>○ 平成17年12月期の期末特別手当で調整措置を行う。</li> <li>○ 平成17年12月1日から適用する。</li> </ul>
沖縄科学技術研究基盤整備機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 常勤役員の俸給月額 理事 890,000円 監事 763,000円</li> <li>○ 非常勤役員手当の日額 理事長が定める監事 35,215円</li> </ul> <p>※ 期末特別手当(12月)における期別支給割合は、一般職給与法で定める期別支給割合となっているため、今般の給与法改正に伴い、改正された割合(100分の175)となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 常勤役員の俸給月額 理事 <u>887,000円</u> 監事 <u>760,000円</u></li> <li>○ 非常勤役員手当の日額 理事長が定める監事 <u>35,077円</u></li> <li>○ 平成17年12月1日から施行する。</li> <li>○ 平成17年12月期の期末特別手当で調整措置を行う。</li> </ul>
国民生活センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 常勤役員の俸給月額 理事長 1,020,000円 理事 843,000円</li> <li>○ 非常勤役員手当の月額 監事 123,000円 監事(理事長が指定する者に限る) 499,000円</li> </ul> <p>※ 期末特別手当(12月)における期別支給割合は、一般職給与法で定める期別支給割合となっているため、今般の給与法改正に伴い、改正された割合(100分の175)となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 常勤役員の俸給月額 理事長 <u>1,016,000円</u> 理事 <u>840,000円</u></li> <li>○ 非常勤役員手当の月額 監事 <u>122,000円</u> 監事(理事長が指定する者に限る) <u>497,000円</u></li> <li>○ 平成17年12月1日から施行する。</li> </ul>

法人名	現 行	改 正 後
北方領土 問題対策 協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 常勤役員の俸給月額 理事長 1,021,000円以内で理事長が別に定める額 理事 848,000円以内で理事長が別に定める額</li> <li>○ 期末特別手当(12月)における期別支給割合 100分の170</li> <li>○ 非常勤役員手当の日額 38,400円を超えない範囲で理事長が別に定める額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 常勤役員の俸給月額 理事長 <u>1,016,000円以内</u>で理事長が別に定める額 理事 <u>844,000円以内</u>で理事長が別に定める額</li> <li>○ 期末特別手当(12月)における期別支給割合 <u>100分の175</u></li> <li>○ 非常勤役員手当の日額 <u>37,800円</u>を超えない範囲で理事長が別に定める額</li> <li>○ 平成17年12月1日から施行する。</li> <li>○ 平成17年12月期の期末特別手当で調整措置を行う。</li> </ul>
駐留軍等 労働者 労務管理 機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 常勤役員の俸給月額 理事長 1,069,000円 理事 699,100円又は783,000円 監事 699,100円</li> <li>○ 期末特別手当(12月)における期別支給割合 100分の170</li> <li>○ 非常勤役員手当の月額 242,400円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 常勤役員の俸給月額 理事長 <u>1,065,000円</u> 理事 <u>696,500円又は780,000円</u> 監事 <u>696,500円</u></li> <li>○ 期末特別手当(12月)における期別支給割合 <u>100分の175</u></li> <li>○ 非常勤役員手当の月額 <u>241,500円</u></li> <li>○ 平成17年12月1日から施行する。</li> <li>○ 平成17年12月期の期末特別手当で調整措置を行う。</li> </ul>